第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第二項第一号の項中「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第三十一条第一項中「法第七条第八号、法」を「第七条第八号、」に、「法第十条、法第十一条第三項、法」を「第十条、第十条の二、第十一条第三項、」に、「まで、法」を「まで、」に、「第四項、法」を「第四項、」に、「法第十六条第一項、法」を「第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第二項から第四項まで、第十六条第一項、」に、「法第十九条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十二条」を「第十九条の二、第二十一条第一項、第二十一条の三第二項から第四項まで、第二十二条」に、「第二十五条、法」を「第二十五条、」に、「法第三十条の三、法」を「第三十条の三第一項及び第三項、」に、「並びに法」を「並びに」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項	市町村が備える住民基本台帳	区長が作成した住民基本台帳
	市町村の市町村長	区の区長
	市町村長の	区長の

第三十一条第二項の表第十四条第二項の項の次に次のように加える。

第十五条の四第一項	市町村が	区が
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表第二十条第一項の項を次のように改める。

第二十条第一項	市町村が備える戸籍の附票	区長が作成した戸籍の附票
	市町村長の	区長の
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表第二十条第二項から第四項までの項の次に次のように加える。

第二十一条の三第一項	市町村が	区が
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表に次のように加える。

第四十三条第二号ロ	市町村長	市長又は区長

第三十二条第一項中「及び第二項、」の下に「第十三条の二、」を加え、「第十五条、第十六条」を「第十六条第一項、第十八条」に、「及び第二項並びに」を「並びに」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十三条第三項の項の次に次のように加える。

第十五条及び第十六条第二項	市町村長	区長

第三十二条第二項の表第三十条の二十六第一項の項中「備える市町村」を削る。

第三十四条第一項を次のように改める。

市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。

第三十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十二条第二項の改正規定中「同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三十条の二十六第一項の項」を「同条第二項の表第三十条の二十六第一項の項」に改め、「「備える市町村」を削り」を削り、同令第三十条の二十六を同令第三十条の十六とする改正規定を次のように改める。

第三十条の二十六第三項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国人住民の通称が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」を加え、「法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を「当該」に改め、同条第七項の表法第十一条第一項の項中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に、「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、同条第八項中「（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録）」を削り、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号の項中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同条を第三十条の十六とする。

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一を改め、同条を同令第三十条の二十一とする改正規定中「中「に読み替えるもの」を削り、同条」を削り、同令第四章の二を同令第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十四に係る部分に次のように加える。

7　氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号	氏名	氏名又は旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章において同じ。）及び名
第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）
第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号	及び	又は旧氏及び名並びに
第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項	事項	事項（同号に掲げる事項については、旧氏を除く。）